

「前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例」の改正に係るパブリックコメント実施結果

1 意見募集期間

平成29年7月3日(月)から同月28日(金)まで

2 意見提出者数

2名、2件

3 意見及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいた意見に対して市の考え方を公表します。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見等の概要	意見に対する市の考え方
協議会の委員数に関わらず、地域の課題となっている空き家の問題を解決するため、空き家対策を充実して欲しい。	条例改正を行い、空き家対策に取り組む上で、課題となる分野に関し知識経験を有する方に協議会の委員に就任いただくなど、今後もより積極的な空き家対策に取り組んでまいります。
協議会の人員を1人増員したところで、どれだけ有効な意見が出されるのか疑問である。 増員した1人の意見で大きく変わるのであれば、現職の方の存在理由がなくなる。 よって、条例改正の必要性は無いものとする。	協議会は、本市の空き家対策の基盤となる「前橋市空家等対策計画」の作成・変更や、実施に関する情報の提供、技術的な助言を行うことを役割としています。 空き家は、防犯、防災、環境衛生上の問題のほか、地域の活力が失われるなどの様々な影響を及ぼすおそれがあることから、協議会の委員についても、より多くの分野から就任いただくことが望ましいと考えますが、一方、適正な委員数を明確に定めることが必要なため、条例で定数の上限を定めているものです。 ご意見を踏まえ、今後は改正後の定数内の委員構成により、更なる空き家対策に取り組んでいきたいと考えます。

とりまとめの都合上、意見等の内容は適宜要約しています。